

【商 法】

問題 次の文章を読んで、下記の問い合わせに答えなさい。

最近、株券の電子化によって株主の権利を失ってしまう可能性があるという内容のテレビのコマーシャルが流されている。所在不明株主については、株式売却制度が設けられており、他人名義のままの株券を持っていると、確かに株主の地位を失う可能性はある。この株券の電子化は、平成21年1月に上場会社の株券について一斉に行われることが予定されている。平成16年に制定された新しい会社法では、株式会社は株券を発行しないことが原則とされた。これは、多くの中小企業において実際には株券が発行されていないことや、上場会社の株式の売買に関しては保管振替制度（注）が設けられており、実際の取引では株券の授受が行われないことを踏まえた改正であるが、同時に上場株券の電子化を視野に入れたものである。会社法のもとでは、株券を発行するためには、定款に株券を発行する旨を規定するとともに、株券発行会社である旨を登記しなければならない。株券発行会社と株券を発行しない会社（以下、「株券不発行会社」という）とでは、株式譲渡の方法も、株主名簿の名義書換の方法や効果も異なる。株券発行会社では、株券を紛失するおそれがあるし、その場合には誰かに株券を善意取得されて、株主の権利を失うおそれもあるが、株券不発行会社では、そのようなおそれはない。

問1 株主の権利には、自益権と共益権という分類、単独株主権と少数株主権という分類がある。そして、単独株主権か少数株主権かは、取締役会設置会社かどうかによって異なるものがある。次の権利について、自益権であるものにはAを、共益権であるものにはBを解答欄に記入しなさい。また取締役会設置会社かどうかに分けて、単独株主権であるものにはCを、少数株主権であるものにはDを、それぞれ解答欄に記入しなさい。

- (a) 議決権
- (b) 残余財産分配請求権
- (c) 株主総会の議題提案権
- (d) 会計帳簿閲覧・謄写請求権

問2 所在不明株主の株式売却制度における「所在不明株主」とはどのようなものをいうか。説明しなさい。

問3 発行会社以外の者から株式を譲り受ける場合、株券発行会社と株券不発行会社とでは、株式譲渡の方法にどのようなちがいがあるか。

問4 株券発行会社と株券不発行会社とでは、株主名簿の名義書換の法的効果にどのようなちがいがあるか。

問5 次の事項は、株券及び株主名簿に記載しなければならない事項か。記載事項に該当するものには○を、該当しないものには×を、それぞれ解答欄に記入しなさい。

- (a) 株主の氏名
- (b) 株券番号
- (c) 株式取得年月日
- (d) 当該株式の種類

問6 株券発行会社は株券をいつ発行すべきか。株主が株券の発行前に株式を譲渡したときには、その効力はどうなるか。

問7 株券の善意取得とは何か。説明しなさい。

(注) 証券保管振替制度=証券保管振替機構に株券を預託する制度。株券を預託することにより、売買等を行った場合の株券等の受渡しは、証券そのものを授受することなく、機構が備える参加者口座簿、および証券会社等が備える顧客口座簿における口座振替により処理することができる。